

# 新型コロナウイルス感染症に関する欠席および出席停止の基準(生徒用)

## 【生徒本人に関する状況】

### 1. 本人に発熱や風邪症状などの感染症に類する症状がみられる場合

- ① 発熱(解熱剤を服用している場合も含む)・風邪症状・倦怠感・息苦しさなど、感染症に類する症状がある場合は、欠席し早めに医療機関または公的機関へ相談のうえ、受診をする。
- ② 出席停止の期間：症状が出た日から症状がなくなった日の翌日まで  
※医師の診察を受け、登校は差し支えないと診断された場合は、症状がなければ、症状がなくなつて1日を経過していなくても登校可能。その場合、保護者は欠席届や健康観察表の余白にその旨を記入する。

### 2. 本人がPCR・抗原検査を受ける場合

- ① 本人がPCR・抗原検査を受ける場合は、結果が判明するまで欠席し健康観察を行う。
- ② 出席停止の期間：①に加えて次の i )～iii)
  - i )検査結果が陰性かつ症状がない場合は、登校可能。ただし医師や保健所等からの指示がある場合は、それに従う。
  - ii )検査結果が陰性かつ症状がある場合は、症状がなくなった日の翌日まで。ただし医師や保健所等からの指示がある場合は、それに従う。
  - iii )検査結果が陽性の場合は、⇒4 へ

### 3. 本人が濃厚接触者に特定された場合

- ① 本人が濃厚接触者に特定された場合は、欠席し健康観察を行う。
- ② 出席停止の期間：保健所から指示された期間  
※目安は14日間
- ③ 本人の感染が判明した場合は、⇒4 へ

### 4. 本人が新型コロナウイルスに感染した場合

- ① 本人が感染した場合は、治癒するまで出席を停止する。
- ② 出席停止の期間：医師や保健所から指示された期間  
※目安は発症から10日を経過し、かつ症状がなくなってから3日を経過するまで。  
(無症状の場合は、PCR・抗原検査を受けた日を発症日として換算する。)
- ③ 校内で他の人のとの接触があった場合、保健所と連携し、濃厚接触者の調査を行う可能性がある。

### 5. 基礎疾患(呼吸器疾患・心疾患・糖尿病など)の治療継続中で、主治医の指示により自宅待機する場合

- ① 出席停止の期間：主治医に指示された期間

## 【生徒の同居家族に関する状況】

### 6. 同居家族に発熱や風邪症状などの感染症に類する症状がみられる場合

- ① 同居家族に発熱(解熱剤を服用している場合も含む)・風邪症状・倦怠感・息苦しさなど、感染症に類する症状がある場合は欠席し、同居家族は早めに医療機関または公的機関へ相談のうえ、受診してもらう。
- ② 出席停止の期間：同居家族の症状が出た日から症状がなくなった日まで  
または感染症の心配がなくなった日まで  
同居家族がPCR・抗原検査を受けた場合は⇒7へ

### 7. 同居家族がPCR・抗原検査を受ける場合

- ① 同居家族がPCR・抗原検査を受ける場合は、結果が判明するまで欠席し健康観察を行う。
- ② 出席停止の期間：①および次の i )・ii )
  - i )同居家族の検査結果が陰性で、本人にも症状がない場合は、登校可能。ただし医師や保健所等からの指示がある場合は、それに従う。
  - ii )同居家族の検査結果が陽性となり、本人が濃厚接触者に特定された場合は、⇒3へ

### 8. 同居家族が濃厚接触者に特定された場合

- ① 同居家族が濃厚接触者に特定された場合は、同居家族の検査結果が判明するまで欠席し健康観察を行う。
- ② 出席停止の期間：①および次の i )・ii )
  - i )濃厚接触者と特定された同居家族の検査結果が陰性で、かつ保健所から「濃厚接触者以外の家族に対する外出制限はない」と指示された場合は登校可能。
  - ii )濃厚接触者と特定された同居家族の検査結果が陽性となり、本人が濃厚接触者に特定された場合は、⇒3へ

※ 上記 1～8 の場合の欠席は、すべて出席停止となります。

該当する場合は、「新型コロナウイルス感染症に関する欠席届」を保護者が記入・押印のうえ、必ず再登校の際に組主任に提出してください。

### ※ 新型コロナワクチンの接種に関連した扱いについて

- ① 接種日時は、できるだけ通常授業時を避けて予約してください。ただし、放課後や学校のない日に予約が取れないなど、やむを得ない事情がある場合は、出席停止の扱いにすることが可能です。  
→「新型コロナウイルス感染症に関する欠席届」の余白に記入して提出
- ② ワクチン接種後の体調不良は、1 と同様に症状がよくなった翌日まで、欠席してください。  
→「新型コロナウイルス感染症に関する欠席」の「1. 症状の欄」に記入して、提出